

平成12年6月30日

## 預金保険機構理事長談話

－日債銀譲渡に係る最終契約書の締結について－

- 1 預金保険機構は、本日、金融再生委員会の承認を受けて、株式会社日本債券信用銀行（以下「日債銀」という。）及びソフトバンク株式会社、オリックス株式会社及び東京海上火災保険株式会社を中心に構成される出資グループ（以下「ソフトバンク・グループ」という。）との間において、日債銀譲渡にかかる最終契約書を締結し、同契約書の調印を了したところである。
- 2 日債銀の譲渡交渉に当たっては、本年2月24日の覚書の締結以降、金融再生委員会の全面的な指導・支援の下、同委員会とともに、ソフトバンク・グループと鋭意、交渉等を進めてきたが、6月6日の基本合意書の締結を経て、本日、最終契約書を調印するに至った。この間の関係者のご労苦に敬意を表する次第である。
- 3 当機構としては、特別公的管理下の銀行として、日本長期信用銀行(旧称)に続いて、このたび日債銀が本最終契約の締結に至ったことは、我が国の金融システムの安定及び再生に一層資するものと考えている。
- 4 当機構は、今後、金融再生法の規定に基づいて、日債銀に対して金銭の贈与、損失の補てん、資産の買取等の所要の措置を実施し、8月1日に当機構が所有している日債銀の普通株式全株をソフトバンク・グループに譲渡する予定である。
- 5 また、当機構は、日債銀の譲渡後においても、優先株を保有するほか、本最終契約に基づいて種々の措置を採ることとなるが、これらの

履行に当たっては、金融再生法の趣旨を踏まえ適切に対応していくとともに、今後、新経営陣の下、新生日債銀の役職員が一致協力されて、その着実な再生と事業の展開に向け前進されることを期待するものである。